

内部統制基本方針決議

1. 業務運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は、以下のとおりとする。

【経営理念】

創造と革新により『豊かさとやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します。

株主価値最大化の追求。付加価値の高い新商品・新サービスを創造します。

経営資源の有効活用を図り、グループの総合力を強化します。

2. 内部統制基本方針決議の内容

2025年3月26日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、以下のとおり決議いたしました。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項1号ハ、会施規第110条の4第2項4号、会施規第110条の4第2項5号ニ関係)

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役は、自己に委嘱された職務領域について、法令、定款及びその他の社内規則等（以下、「法令等」という。）の遵守体制を構築する権限と責任を有する。

当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が熟知すべきコンプライアンスに関する基本的考え方、体制の整備や推進活動の指針、コンプライアンスに係る全社員の基本的な行動基準を明記した企業指針である「フランスベッドホールディングスグループコンプライアンス基本方針」を制定する。また、企業倫理に関する基本規程である「フランスベッドホールディングスグループ企業倫理規程」や行動の範とすべき基準である「フランスベッドホールディングスグループ行動規範」を制定する。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力については、その排除を明記する。

法令等の遵守に関する事項は、当社経理／総務グループが主管し、当社グループ間において横断的かつ効率的に推進するために、情報管理委員会（※1）を設置する。

法令等の遵守推進のために、法令等の遵守に関する研修等を実施し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

当社グループは、フランスベッドホールディングスグループ内部通報保護規程を定め、社内と社外（弁護士事務所）に内部通報に関する相談窓口・通報受付窓口を設置する。使用人は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、又は生じようとしている事実を知ったときは当窓口に通報（匿名も可）しなければならない。

当社グループは、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。

個人情報を適切に保護することが当社グループの社会的責務と認識し、個人情報保護に関する基本方針を定め、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。

当社は内部監査組織として、監査室を設置する。監査室は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確認するために代表取締役会長兼社長の直轄部門とし、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、監査等委員会とも連携しつつ、当社グループに対し内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行う。

当社グループにおける重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行う。

会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行う。

（２）当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法第399条の13第1項1号ハ、会施規第110条の4第2項1号関係）

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、文書の作成、保存及び破棄を定めた「文書管理規程」に従うものとし、取締役又は監査等委員から、これらの文書の閲覧の要請があった場合には、直ちに提出する。

また、当社の取締役及び使用人の業務上の情報管理については、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

（３）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法第399条の13第1項1号ハ、会施規第110条の4第2項2号、会施規第110条の4第2項5号ロ関係）

当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制を構築・維持を行う権限と責任を有する。

組織横断的なリスクへの対応は、当社の経理／総務グループが主管し、効率的な推進に当たるために、情報管理委員会（※１）を設置する。

各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。

当社グループ全体又は経営の根幹に係わる重要事項については、当社の取締役会での審議を経て、対応を決定する。

また、当社は激甚災害等による被災を想定し、当社グループ全体の事業継続を図

るための組織、指揮命令系統等を定めたマニュアルを策定する。緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

（４）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法第399条の13第1項1号ハ、会施規第110条の4第2項3号、会施規第110条の4第2項5号ハ関係）

当社グループの取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を取締役に委嘱している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。

当社にあっては、経営の意思決定・監督機能を担う取締役会の構成員である取締役が業務執行機能を併せ持つところから、業務執行機能を補完強化するために、執行役員制度を導入する。当制度は、取締役会において選任された執行役員が取締役会決議に従い、所管業務の充実強化に積極的に取り組むことにより、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を図るものである。

また当社の取締役会は、毎月、当社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、取締役会の場における子会社代表取締役による業務執行状況報告等を通じて、子会社の業務執行についての監督を行い、企業集団としての意思の統一を図る。

当社グループの職務執行に係る職務権限及び決裁手続き等については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に定める。これをもって、当社グループの経営活動における意思決定と実行の迅速化及び責任体制の明確化を図る。「職務権限規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手の上、善良なる管理者の注意義務をもって審査し、当社グループにとって最適と合理的に判断する内容の意思決定を行う。なお、各規程については、法令の改廃又は職務執行の変更等があった場合は、随時見直しを行う。

内部監査は、効率性の観点からも実施し、当該内部監査の結果を踏まえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

（５）子会社取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告に関する体制

（会社法第399条の13第1項1号ハ、会施規第110条の4第2項5号イ関係）

当社は、グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行う。このグループ全体を見据えた経営管理体制の構築を図るために、情報管理委員会（※１）を設置する。

当社は、子会社の業務執行に対する監督機能の強化を企図して、当社取締役会における子会社の代表取締役による月次業績等の業務執行状況報告を義務付けている。併せて、グループ全体又は経営の根幹に係る重要事項については、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することとし、企業集団としての意思の統一を図る。これらの子会社の経営管理に関する事項は、当社の経営企画グループが主管し、その経営管理に係る基準及び手続事項は、「関係会社管理規程」に定める。

(6) 監査等委員会の職務の補助をすべき使用人に関する事項

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項1号関係)

当社は、監査等委員会の職務を補助する者を当社の使用人から任命し、監査等委員会付として極力専任させるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項2号、会施規第110条の4第1項3号関係)

当社において監査等委員会の職務を補助する者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等について、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を担保するために監査等委員会と事前協議を行うこととする。

当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(8) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項4号イ・ロ関係)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告する。

また、監査等委員会からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供する。

さらに、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は役員及び使用人による違法若しくは不正な行為を発見したときは、当

社の監査等委員会に報告しなければならない。

また、これらの者は、前記報告事項に加え、当社の監査等委員会が報告すべきものと定めた事項について、当社の監査等委員会に報告しなければならない。

(9) 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項5号関係)

当社グループは、内部情報提供制度に関する規程に従って当社の監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守する。

(10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項6号関係)

当社は、監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項1号ロ、会施規第110条の4第1項7号関係)

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

当社の監査等委員会は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っていく。

また、当社の監査等委員会は、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、半期毎の会計監査結果の報告を受ける等、定期的に会合を開催する。さらに、必要に応じて、期中監査並びに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図る。

(※1) 「情報管理委員会」の設置

当社は、現在、内部統制に関する事項を検討する機関として、「情報管理委員会」を設置している。当委員会委員長には、当社取締役（証券取引所情報取扱責任者兼務）がその任に当たり、常勤監査等委員、当社各室長及び子会社管理部門長が委員に選任されている。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議（月1回開催）と緊急・突発的な発生事実に対応する特別会議から構成される。その活動内容は、

コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、人権（セクハラ、パワハラ等）、会社情報の管理・統制、開示情報の決定等を検討するほか、子会社からの業績以外の経営情報等の収集に当たっている。当委員会にて取り上げる個々の議題を包括した概念としては、昨今、C S R（企業の社会的責任）活動が注目を集めているが、このC S R活動は「内部統制システム」の整備と不可分の関係にあるところから、当委員会を中核にC S R活動にグループ全体をあげて取り組むことにより、内部統制システムの実効性を高め、当社グループの企業価値の向上に結びつけていくものである。なお、当委員会の活動内容は毎月の当社の取締役会での報告事項としている。